

写

19町監第160号の2
2020年3月25日

町田市議会議長 熊沢 あやり 様
町田市市長 石坂 丈一 様
町田市選挙管理委員会委員長 坪 義 秋 様
町田市代表監査委員 高野 克 浩 様

町田市監査委員 高野 克 浩
同 古川 健太郎
同 山下 てつや
同 森本 せいや

2020年第1回定期監査の結果（その1）について

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果の報告書を提出します。

なお、この監査結果に基づき、又はこの監査の結果を参考として措置を講じたときは、同条第12項の規定により通知願います。

2020年第1回定期監査結果報告書（その1）

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による監査
なお、本監査は都市監査基準に準拠して実施した。

2 監査の対象

(1) 対象部課

会計課

選挙管理委員会事務局

監査事務局

(2) 対象事務

2019年度（必要に応じて2018年度以前を含む。）に執行された収入事務、支出事務、契約事務及び財産管理事務

3 監査の目的

財務に関する事務について、関係法令等の定めるところに従って適正に執行されているか、また、効果的・効率的かつ経済的に行われているかを検証することを目的として実施した。

4 監査の着眼点

監査の実施に当たり、重要リスク及び監査の着眼点を次表のとおり設定した。

○収入事務

重要リスク	監査の着眼点
(1) 債権の金額及び発生時期の確定が不明確になるリスク	ア 調定は、その根拠となる法令、契約等に適合しているか
	イ 調定期限及び手続は適正か
	ウ 前年度収入未済額は確実に調定の繰越しがなされており、また、その期限は適正か
	エ 納入通知は適正に行われているか
(2) 不適正な債権管理が行われるリスク	ア 収入の消し込みは適正に行われているか
	イ 滞納状況と、その理由を明確に記録しているか
	ウ 督促、催告及び時効中断手続は適時適正に行われているか
	エ 不納欠損処理は適時適正に行われているか

(3) 不正な現金の取扱いが行われ市民からの信頼を失うリスク	ア 収入金等の現金は適正に保管、管理されているか
	イ 現金に係る帳簿は適正に作成され、管理されているか
	ウ 金銭出納員や現金取扱員等責任ある職員による適正な管理が行われているか

○支出事務

重要リスク	監査の着眼点
(1) 不正・不要な支出が行われるリスク	ア 支出命令に係る事務は適正か
	イ 支払方法及び時期は適正か
	ウ 予算目的に反する支出はないか
(2) 不正な現金の取扱いが行われ市民からの信頼を失うリスク	ア 前渡金は適正に保管、管理されているか

○契約事務

重要リスク	監査の着眼点
(1) 不適正な契約を行うことにより市に損害を与えるリスク	ア 明らかに市が不利となる契約となっていないか
	イ 予定価格は合理的な基準に基づき適正に設定されているか
	ウ 契約手続は適正か
(2) 契約における透明性、競争性が確保されないリスク	ア 業者選定は適正に行われているか
	イ 随意契約による場合、その理由は適正かつ合理的か、また、手続は適正か
(3) 契約が適正に履行されないリスク	ア 契約書・仕様書に基づき履行されているか
	イ 履行の確認は適時適正に行われているか

○財産管理事務

重要リスク	監査の着眼点
(1) 財務諸表の資産の正確性が確保できないリスク	ア 重要物品は適正に管理され、備品台帳と一致し実在しているか
	イ 重要物品の現況確認体制は確立しているか

5 監査の実施内容

関係書類の閲覧及び関係職員に対する質問、また、現金等の取扱いや重要物品について実査を行った。なお、監査の対象については、リスクの程度に応じ次表のとおり抽出し、内部統制の検証も併せて実施した。

○会計課

		(単位:円)			
収入事務	歳入科目			収入済額	
	利子及び配当金／基金利子			23,560	
	市預金利子／歳計現金預金利子			526,362	
	総務費雑入／原稿執筆料			50,000	
	総務費雑入／銀行手数料弁償金			864	
支出事務	契約件名又は歳出科目				
	町田市市税等収納データ作成業務委託				
	市税等収納データ作成業務委託元号改正対応				
	警備輸送業務委託				
契約事務	契約件名				
	町田市市税等収納データ作成業務委託				
	市税等収納データ作成業務委託元号改正対応				
	警備輸送業務委託				
財産管理 事務	重要物品	取得年度	取得価額	帳簿価額	
	架・棚・箱(金庫)	2011	3,059,000	1,624,329	

○選挙管理委員会事務局

支出事務	契約件名又は歳出科目			
	2019年度 参議院議員選挙 ポスター掲示板設置・撤去等業務委託			
	2019年度 参議院議員選挙 選挙期日投票事務一部業務委託			
	2019年度 参議院議員選挙 投票用紙読取分類機購入			
契約事務	契約件名			
	2019年度 参議院議員選挙 ポスター掲示板設置・撤去等業務委託			
	2019年度 参議院議員選挙 選挙期日投票事務一部業務委託			
	2019年度 参議院議員選挙 投票用紙読取分類機購入			

(単位:円)

	重要物品	取得年度	取得価額	帳簿価額
財産管理 事務	情報処理用機器(最高裁国民審査 投票読取集計機)	1996	1,287,500	1
	情報処理用機器(投票用紙読取分類機)	2001	2,625,000	1
	情報処理用機器(投票用紙読取分類機(12分類))	2009	2,290,000	1
	情報処理用機器(投票用紙読取分類機本体)	2019	1,337,040	1,337,040
	情報処理用機器(投票用紙読取分類機本体)	2019	1,337,040	1,337,040

○監査事務局

	契約件名又は歳出科目
支出事務	財政援助団体等監査支援業務委託
	工事監査に係る技術調査業務委託

	契約件名
契約事務	財政援助団体等監査支援業務委託
	工事監査に係る技術調査業務委託

(注) 表中の金額は、2019年12月26日現在のものである。

6 監査の期間及び実施場所

2020年1月6日から3月11日まで町田市庁舎で監査を実施した。

7 監査の結果

監査を実施したところ、おおむね適正に事務が執行されていると認められた。しかし、一部に改善、検討を要する事項が見受けられたので以下に述べる。

なお、都市監査基準第19条に基づき、対象部の長から弁明、見解等を聴取した。

会計課

<収入事務>

【指摘】納入通知書の納期限については、町田市会計事務規則にのっとり、適正に処理すべきもの

町田市会計事務規則第25条では、納入の通知をする場合の納期限については、法令その他の定めがある場合を除くほか、調定の日翌日から起算して30日以内において適宜の納期限を定めるものとしている。

原稿執筆料の収入に係る関係書類の閲覧を行ったところ、納期限を調定日の翌日から30日を超えて定めている事例が見受けられた。

主管部課によれば、調定の際、担当者及び承認者が納期限の誤りを見過ごしてしまっ

たとのことであつた。

主管部課は、町田市会計事務規則にのっとり、納入通知書の納期限を定めるべきである。

<収入事務>

【指摘】現金出納簿は一元的に管理すべきもの

町田市会計事務規則第112条では、出納員は、現金出納簿、有価証券出納簿、金庫内保管物記録簿のうち、必要なものを備えて整理しなければならないと定めている。同規則第27条第3項では、出納員は、収入金を収納したときは、現金出納簿に記載しなければならないと定めており、同規則第28条では、会計管理者は、つり銭又は両替金を必要とする出納員に対し、歳計現金から金額及び期間を定めてつり銭又は両替金を交付し、その保管をさせることができると定めている。

収納事務及び現金保管に係る関係書類の閲覧を行ったところ、現金出納簿として「収納金月計表」、「収納金計算書及び現金出納簿」、「現金出納簿【課長管理金庫】」をそれぞれ作成し保管していたが、一元的な管理がなされておらず、帳簿の突合ができない状況であつた。

主管部課によれば、利便性を優先し、使用目的や頻度に合わせて現金出納簿を作成しているため、結果として、総額を把握しにくい状況にあつたとのことであつた。

主管部課は、現金管理についてのリスクの発生が懸念されることから、現金出納簿は一元的に管理すべきである。

<契約事務>

【指摘】業務委託契約については、業務委託契約約款にのっとり、適正に契約事務を行うべきもの

業務委託契約約款第5条第1項では、委託業務の全部又は主要な部分を第三者に委託してはならないと定め、同条第2項では、委託業務の一部を第三者に委託しようとするときは、あらかじめ、市の承諾を得なければならないと定めている。契約課通知では、情報セキュリティや適正な履行の確保という点から再委託は原則禁止としている。

市税等収納データ作成業務委託元号改正対応に係る関係書類の閲覧を行ったところ、市の標準契約書（約款）ではなく、少額随意契約であつたことから、請書により契約締結し、第三者に再委託することができる旨の書面が添付されていた。

主管部課によれば、契約締結する際、受託者が提出した再委託の書面確認を怠ってしまったとのことであつた。

主管部課は、業務委託契約約款にのっとり、適正に契約事務を行うべきである。

<契約事務>

【意見】履行の確認については、町田市契約事務規則等にのっとり、適正に行われたい

政府契約の支払遅延防止等に関する法律第5条では、契約の目的たる給付の完了の確

認又は検査の時期は、給付を終了した旨の通知を受けた日から工事については14日、その他の給付については10日以内の日としなければならないと定めている。町田市契約事務規則第45条第2項では、「課長は、(中略) 検査を行った結果、合格と認めたときは、その旨を記載した書類を作成しなければならない。」と定めている。

市税等収納データ作成業務委託元号改正対応に係る関係書類の閲覧を行ったところ、町田市契約事務規則にのっとり書類が作成されておらず、10日以内に検査されたことを確認できなかった。

主管部課によれば、受託者へ提出した「検収確認書」の検収日を検査に合格した日として扱い、合格証の作成はしていなかったとのことであった。

主管部課は、町田市契約事務規則等にのっとり、履行の確認を適正に行われたい。